

【2021年1月8日発令】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」再発令に伴う鉄道定期券および回数券の払いもどしについて

相模鉄道株式会社

2021年1月8日に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が再発令されました。これに伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由で鉄道定期券・回数券の払いもどしをご希望のお客さまに対して、以下の特例措置を実施いたします。ただし、**お持ちの乗車券の有効期間や回数券の使用枚数によっては、払いもどし額がない場合もございます**のであらかじめご了承ください。また、**払いもどしのお申し出に際しては「ご注意事項」をよくご確認くださいませよう**お願い申し上げます。

## 1. 各種定期券（通勤・通学）をお持ちのお客さま

政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が再発令されたことに伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由のため、定期券を払いもどされるお客さまについては、**特例で以下の要領により、1ヶ月単位で計算した額を払いもどし（220円の手数料がかかります）いたします。**

### （1）払いもどしの対象となる定期乗車券（全ての条件を満たすものに限り対象となります）

条件1：2021年1月7日までに購入された定期乗車券

※2021年1月8日以降に購入したものは対象外となります。

条件2：緊急事態宣言発令期間（2021年1月8日～緊急事態宣言期間の最終日まで）の全部又は一部期間を有効期間に含む定期乗車券

条件3：相模鉄道発行の鉄道定期乗車券

### （2）定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

①緊急事態宣言発令された前日の2021年1月7日を最終利用日として払いもどしをさせていただきます。ただし、2021年1月8日以降に定期券をご利用になっている場合は、最後に利用した日を払いもどし申し出日といたします。

②有効開始日が2021年1月8日以降で未使用の定期券につきましては、有効開始日の前日をお申し出日として払いもどしをさせていただきます。既に定期券をご利用になっている場合は、最後に利用した日を払いもどし申し出日といたします。

【1. (1) (2) のお取扱いに関するご注意事項】

- ・本お取扱いは緊急事態措置終了日の翌日の1年後まで実施いたします。ただし、定期券は必ず使用していない状態でお申し出ください。
- ・**緊急事態措置終了日以降、払いもどしを受ける前に定期券を使用された場合には、定期券の最終利用日を遡り確認することができないため、本お取扱いの対象外とさせていただきますので十分ご注意ください。**
- ・本お取扱いは係員定期券うりば（横浜・二俣川・三ツ境・大和・海老名）でお取扱いいたします。  
（営業時間 7:00~20:00）
- ・PASMO 定期券をご利用のお客さまは、必ず新しい定期券をご購入（上書き）される前に払いもどしをお受けください。**なお、定期券を上書きして購入された場合は、以前の定期券情報を確認することができないため、払いもどしは致しかねますので十分ご注意ください。**

## 2. 各種回数券（普通・時差・土休日）をお持ちのお客さま

政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が再発令されたことに伴い、在宅勤務や学校の休校などの理由のため、回数券を払いもどしされるお客さまについては、**特例により2021年1月7日までに購入された回数券で有効期間に「2021年1月8日~緊急事態宣言期間の最終日まで」を含む回数券に限り、有効期間終了後であっても所定の計算式により払いもどし（220円の手数料がかかります）**いたします。

【3. のお取扱いに関するご注意事項】

- ・有効終了日が2021年1月7日以前の回数券につきましては、本お取扱いの対象外となります。
- ・**緊急事態宣言期間の最終日以降に購入した回数券は本お取扱いの対象外となります。**  
※通常通り、回数券の有効期間内に限り払いもどしのお取扱いをいたします。
- ・本お取扱いは緊急事態措置終了日の翌日の1年後まで実施いたします。
- ・本お取扱いは相鉄線各駅にてお取扱いいたします。

[定期券の払いもどし計算式については、こちらをご覧ください。](#)

[回数券の払いもどし計算式については、こちらをご覧ください。](#)